

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、良い製品を社会に提供することが当社が社会に貢献することであると考え、また、そのことに誇りを持って事業活動を続けてまいりました。そして当社は、そのような考えに基づき会社を運営することが、「株主」の皆様をはじめ「お客様」、「お取引先」、「従業員」あるいは「地域社会」等のすべてのステークホルダーから評価され、株主価値の最大化に資するものであると考えております。また、当社は、このような社会的責任の観点からもコーポレートガバナンスの充実が経営の重要課題であると認識しております。

当社は、株主総会の決議により選任された取締役が取締役会のメンバーとして、代表取締役及び取締役による業務執行を監視、監督し、また監査役が独立の機関として取締役の業務執行を監査することに加え、内部統制システムの一環として、コンプライアンス委員会、内部監査室、全社危機管理委員会の設置等を行うことで、より実効性の高いコーポレートガバナンス体制の確保に努めております。

### 2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

#### 【大株主の状況】

氏名または名称	所有株式数(株)	割合(%)
河本 栄一	3,811,363	21.64
河本 太郎	1,736,453	9.86
河本 次郎	1,620,280	9.20
フコク取引先持株会	782,350	4.44
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	759,300	4.31
フコク従業員持株会	534,497	3.03
渡辺 まり	312,785	1.77
株式会社みずほ銀行	311,789	1.77
河本 静江	231,380	1.31
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	198,700	1.12

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	ゴム製品
(連結)従業員数	1000人以上
(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
親会社	なし
連結子会社数	10社以上50社未満

### 4. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

取締役会の議長	社長
取締役の人数 <small>更新</small>	4名
社外取締役の選任状況	選任していない

現状の体制を採用している理由 更新

本報告書提出日現在、当社は社外取締役を選任していませんが、客観的な立場からの経営の監視機能は社外監査役を含めた監査役が担っており、また十分に機能しています。

#### 【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
監査役の人数 <small>更新</small>	3名

監査役と会計監査人の連携状況

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、内部監査室長、監査役が出席し、相互に意見交換が図られております。会計監査には、必要に応じて内部監査室長、監査役が同席し問題点の共有を図っております。

監査役と内部監査部門の連携状況

内部監査室は、毎年監査計画に従い、各部・各事業部及び連結子会社の業務全般に亘り内部監査を実施し、社長に報告していると共に監査役にも同じく報告して、相互に意見交換が図られております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数 <small>更新</small>	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(1)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	
山本 徹達	他の会社の出身者								○	○	
鈴木 靖之	他の会社の出身者								○	○	

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2) 更新

氏名	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由
山本 徹達	元関東日産ディーゼル株式会社相談役	他社における豊富な知識及び経験があるため。
鈴木 靖之	元株式会社エース総合リース取締役社長	他社における豊富な知識及び経験があるため。

#### その他社外監査役の主な活動に関する事項 更新

平成21年3月期における取締役会及び監査役会への出席状況は以下のとおりであります。

##### 1. 取締役会

山本徹達 16回開催中16回出席で、出席率100%  
鈴木靖之 16回開催中16回出席で、出席率100%

##### 2. 監査役会

山本徹達 9回開催中9回出席で、出席率100%  
鈴木靖之 9回開催中9回出席で、出席率100%

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
---------------------------	----------------

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上に対する貢献意欲や士気を一層高めるために、ストックオプション制度を導入しております。なお、これまで、2002年7月、2003年7月、2004年7月、2005年7月、2007年7月、2008年7月の6回、新株予約権を発行しました。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員
-----------------	-----------

#### 該当項目に関する補足説明

取締役のみならず従業員においても業績向上に対する貢献意欲や士気を高め、その力を結集して、より次元の高い計画の達成を目的として導入しているものであります。また、このような目的の実現が、結果として企業価値向上に資するものと考えております。

### 【取締役報酬関係】

開示手段	有価証券報告書、決算短信、営業報告書(事業報告)
------	--------------------------

開示状況	全取締役の総額を開示
------	------------

#### 該当項目に関する補足説明 更新

平成21年3月期における取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役： 14名 252百万円（うち社外取締役 0名 0百万円）  
監査役： 4名 28百万円（うち社外監査役 4名 28百万円）  
合計： 18名 280百万円

(注1) 上記には、平成20年6月26日開催の第55回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおり、平成21年3月末現在の役員の人数は、取締役12名および監査役4名であります。

(注2) 上記の取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与相当額は含まれておりません。

(注3) 取締役の報酬限度額は、平成5年6月25日開催の第40回定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。

(注4) 監査役の報酬限度額は、平成16年6月29日開催の第51回定時株主総会において年額30百万円以内と決議いただいております。

(注5) 取締役に対しストックオプションとして発行する新株予約権に関する報酬等の額については、上記(注3)とは別枠にて、平成19年6月28日開催の第54回定時株主総会において、年額100百万円を上限（ただし、使用人分給与は含まない）とする旨の決議をいただいております。

(注6) 上記報酬等の総額には、以下のものが含まれています。

1. 当事業年度における役員退職慰労引当金の増加額（取締役14名32百万円、監査役4名2百万円）

2. ストックオプションによる報酬額（取締役2名1百万円）

(注7) 上記のほか、当事業年度において以下のものを支払っております。

1. 平成20年6月26日開催の第55回定時株主総会後に支給した役員賞与（取締役13名57百万円、監査役4名3百万円）

2. 上記第55回定時株主総会の決議に基づき支払った退職慰労金（取締役2名18百万円）

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

内部監査室は、各部・各事業部及び連結子会社の業務全般に亘り内部監査を実施し、社長に報告していると共に監査役にも同じく報告して、相互に意見交換が図られております。

また、監査役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で監査役全員の同意による協議によって監査役会において決定しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項 更新

### 2.1 取締役会

取締役会は、代表取締役社長を議長として月1回以上開催し、取締役会規程に基づいて経営並びに業務執行に関する決定・報告が行われております。また、取締役会に付議される事項は、取締役会規程に基づき、事前に事務局(総合企画室)によってとりまとめられ、必要に応じて補足資料を補充するなど取締役会の機動的な運営に努めております。事業計画及び予算の進捗状況の把握については、取締役会とは別に月次経営会議が毎月開催され、報告と確認がされております。なお、取締役の報酬は、株主総会で決議された総額の範囲内で代表取締役が取締役に諮って決定しております。

## 2.2内部監査・監査役監査及び会計監査の状況

内部監査:代表取締役社長直轄の内部監査室(2名)

内部監査室は、毎年監査計画に従い、各部・各事業部及び連結子会社の業務全般に亘り内部監査を実施し、社長に報告しております。被監査部門に対しては、監査結果を踏まえて改善指示を行い、監査後は遅滞なく改善状況を報告させ、その改善、確認、監査を行うことにより内部監査の実効性を担保しております。

監査役監査:常勤監査役(1名)、監査役(2名)

監査役は、取締役会への常時出席及び代表取締役社長と定期的に協議することにより経営監査機能を担っております。さらに常勤監査役による取締役及び部長等の従業員に対する業務執行状況ヒアリングや、各事業部の資産管理、安全管理、設備保全状況等の実査を行い、法令、定款違反や株主利益を侵害する事実について重点的に監査を実施し、3ヶ月に1度の定時監査役会でその報告及び重要事項につき協議しております。

会計監査人

当社は新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、同監査法人に会社法監査と金融商品取引法監査を委嘱しております。

平成21年3月期における会計監査の体制は以下のとおりです。

業務を執行した監査法人

新日本有限責任監査法人

業務を執行した公認会計士の氏名

樋口 節夫

田嶋 孝次

監査業務に係わる補助者の構成

公認会計士 2名 会計士補等 4名 その他 5名

監査の連携

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、内部監査室長、監査役が出席し、相互の意見交換が図られております。

会計監査には、必要に応じて内部監査室長、監査役が同席し問題点の共有を図るなど、効率的かつ効果的な監査の実施に努めております。

会計監査人に対する報酬等の額

1. 公認会計士法第2条第1項の業務(監査または証明業務)に基づく報酬 57百万円

2. その他の報酬 57百万円

(注)当社は、財務報告に係る内部統制システムの構築にあたり、新日本有限責任監査法人より、平成20年6月までコンサルティング業務を受けており、当該期間に対する報酬が上記2に含まれています。

### III 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

実施していません。

#### 2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	2008年度は、アナリスト・株式業界紙向けに6月3日：決算説明会、12月11日：中間決算説明会を開催致しました。	あり
IR資料のホームページ掲載	1. 連結・単体・四半期決算短信及びその他開示書類、2. 事業報告書、3. 有価証券報告書、4. ファクトブック、5. 財務データ	あり
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署：総務部、IR担当役員：執行役員管理副本部長兼総務部長 中野 明洋、IR事務連絡責任者：総務課長 高木 慎治	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「フコク企業行動指針」
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001を取得し、環境方針をホームページで開示しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	「フコク企業行動指針」の中で迅速に情報開示する旨を定めております。

## IV 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

### 更新 内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)の整備に関する基本方針(下記)について、会社法第362条第5項に基づき取締役会で決議をいたしました(2009年5月14日付改訂決議)。

#### 記

当社の業務の適正を確保するため、会社法第362条第4項第6号、会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める事項について、以下のとおり基本方針を定める。

#### 【1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制】

##### 1.1 取締役会の開催

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合して行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会規程に基づき、取締役会を月1回定期に開催する。これに加え、必要に応じて取締役会は適宜臨時に開催するものとする。

取締役会に付議される事項は、会社法その他の法規制を満足するものとし、付議・決議事項は取締役会規程によりこれを明らかにする。

##### 1.2 企業行動指針の遵守

取締役及び使用人は、経営の基本精神を敷衍した「企業行動指針」を遵守する。

##### 1.3 コンプライアンス体制整備

当社は、コンプライアンス体制の整備の一環として、これまでにコンプライアンス委員会の設置、ヘルプライン受付窓口(当社コンプライアンス委員会事務局と社外弁護士)の設置、並びに取締役及び使用人に対するコンプライアンス教育などを進めてきた。今後、当社は内部監査と一体的に実施するコンプライアンス監査を通じてコンプライアンス体制の有効性を確認するとともに、引き続き企業価値を高めるためのコンプライアンス体制の整備を積極的に推進する。

##### 1.4 監査役監査

監査役は、監査役会規程及び監査役監査規程に則り、取締役の職務の執行に関する適正性を監査する。

##### 1.5 内部監査

代表取締役社長直属の監査部門として、内部監査室が業務監査を実施し、その結果は代表取締役社長及び監査役に報告される。また、全社レベルで行われている品質監査(ISO/TS16949)、環境監査(ISO14001)の結果についても、品質保証部がとりまとめ代表取締役社長に報告される。

##### 1.6 取締役の取引等の制限

利益相反取引を含め取締役がする取引等の制限については、取締役業務執行規程あるいはその他関連規程においてこれを明らかにする。

##### 1.7 財務報告の適正性確保のための体制整備

金融商品取引法第24条の4の4「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」について、各種手続きの文書化を始めとする社内規程を整備するとともに、財務報告の適正性を確保するための体制について一層の充実を図る。

##### 1.8 反社会的勢力との関係遮断

当社は、企業行動指針の中でも宣言しているが、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わりを持たず、また不当な要求には毅然とした態度で臨む方針を堅持する。また当社は、従来より社内統括部署を設置して情報の一元管理を行うとともに、弁護士、警察、その他関係機関等との連携、信頼関係の構築に努めてきており、今後とも反社会的勢力との関係遮断のための社内体制整備の強化を推進する。

#### 【2. 取締役の業務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制】

取締役の職務執行に係る情報については、適切且つ確実に検索性の高い状態で保存・管理し、必要に応じて10年間は閲覧可能な状態を維持する。

##### 2.1 法定議事録の管理

法定議事録(株主総会議事録、取締役会議事録、監査役会議事録)は、法令、定款あるいはそれぞれの規程が定めるところにより作成し、関連資料とともに適切に保存、管理する。

##### 2.2 業務執行に係る情報の保存及び管理

業務執行に係る決裁については、稟議規程により文書(稟議書)による決裁を必要とするものが明らかにされ、経理部がかかる決裁の記録となる稟議書を保存、管理する。なお、稟議規程においては取締役会決裁、代表取締役社長決裁、取締役決裁、部長決裁の決裁区分の明文化も図っている。

#### 【3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制】

事業活動における様々なリスク管理については各分野の所管部門が行うほか、危機管理委員会が横断的なリスク管理を行っている。これらに加え当社では以下のようなリスク管理を行っている。

##### 3.1 コンプライアンス違反のリスクの管理

コンプライアンス委員会が中心となりコンプライアンスマネジメント体制の構築、運用を進めることで法令等違反のリスクの軽減等を図っている。

##### 3.2 マネジメントシステムによるオペレーショナルリスクの管理

ISO/TS16949品質マネジメント、ISO14001環境マネジメントという二つのマネジメントシステムの運用を行い、また認証を維持することで顧客、環境利害関係者という両ステークホルダーとの信頼関係構築を含めたリスク管理を行っている。

##### 3.3 海外に関するリスクの管理

現在、海外現地法人については、現地法人担当取締役を置き、適宜、必要な情報交換等を行うことにより、法改正、政情不安等の海外リスクに対応する体制をとっている。また、当社がする海外取引については、円建て取引を原則とすることで、為替リスクへの対応の必要性を低いものに抑えている。

##### 3.4 知的財産に関するリスクの管理

他社・自社ともに知的財産の尊重が重要なことであると認識し、これの調査・管理等は、専門部署(総務部特許課)において対応する。

#### 【4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制】

##### 4.1 職務権限の分掌及び責任の明確化

取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌・権限規程及び稟議規程を整備し、それぞれの責任者及びその責任、執行手続きの詳細について定め効率性を確保する。

**【5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制】**

**5.1グループ体制**

グループ会社は当社とは別の法人格を有していることから、当社はグループ会社の事業運営、意思決定について独立性を尊重するものであるが、特に海外子会社においては情報収集、リスク管理及び業務の適正を確保する観点から当社取締役または使用人を派遣し、経営に参画させている。

**5.2連結決算に関する管理**

特に連結決算対象となるグループ会社については、関連規程に基づいた連結決算に必要な管理を行う。

**5.3グループ監査**

グループ会社には代表取締役社長直属の監査部門である内部監査室が業務監査を実施し、その結果は代表取締役社長及び監査役に報告され、業務の適正を確保する。

**【6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項】**

**6.1監査役が監査役職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における事項**

監査役あるいは監査役会からその職務を補助すべき使用人を配置することを求められた場合、会社はその要求を受け入れる。なお、当社は、現時点まで、その要求がないことを確認しているが、会社法及び会社法施行規則の定めにも適合するために制定した「監査役補助者規程」を維持することとする。

**6.2監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

任命された監査役職務を補助すべき使用人の業務は、代表取締役社長及び取締役会から独立した形で実施される。

**【7. 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制】**

**7.1監査役監査の尊重**

当社は、健全な業務執行に基づく会社の持続的な成長が監査役監査により担保されていることを深く認識し、取締役業務執行規程及び監査役監査規程において監査役監査に対する協力、監査体制の構築及びその尊重について明らかにしている。

**7.2内部監査(業務監査)体制**

代表取締役社長の直属の組織として、業務の法規、その他要求事項への適合性と効率性を監査するための内部監査室を設置しているが、この監査結果は、監査役の行う監査の用に資するものであるため、適宜報告し、これを維持することで監査役への報告体制の強化を図る。

**7.3監査役への定期報告**

取締役業務執行規程により、取締役が財務及び事業に重大な影響を及ぼす虞のある事項を認識したときは監査役にその都度遅滞無く報告する。前述にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。また、当社は取締役会の付議事項については、監査役に対しても文書による事前通知を行い信頼ある報告体制の確保に努める。

**7.4内部通報内容の監査役への情報伝達**

内部通報制度の適切な運用を維持する中で、法令違反その他のコンプライアンス上の問題が発生した場合については、監査役に対し、速やかに当該通報内容に関して適切な情報伝達を行う。

## 1. 買収防衛に関する事項 更新

当社は、平成21年6月26日開催の当社第56回定時株主総会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が支配されることを防止するための取組みとして、当社株券等の大量買付行為等に関する対応策（以下「買収防衛策」といいます）の継続を株主の皆様にお諮りし、ご承認を頂きました。その概要は以下のとおりであります。

### 1.1 基本方針の内容

当社は、永年蓄積した業務知識や営業ノウハウを活用することによって顧客満足度をより高めることを経営の基本施策として、調的視野に立った経営を行い、それにより強固な財務基盤を形成し、高収益、高配当を実現することを目標として掲げております。従って、経営の効率性や収益性を高める観点から、専門性の高い業務知識や営業ノウハウを備えた者が取締役就任して、当社の財務および事業の方針の決定につき重要な職務を担当することが、会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものと考えており、このことをもって会社の財務および事業の方針を支配する者の在り方に関する基本方針としております。

### 1.2 買収防衛先の導入目的および概要

当社では、株式の大量買付行為等がなされた場合であっても、事業会社の社会的存在価値を踏まえた企業経営を十分に理解し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、これを一概に否定するものではありません。また、株式会社の経営権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には株主全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。しかしながら、株式の大量買付行為等の中には、企業価値ひいては株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要する恐れのあるもの、あるいは対象会社が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買付者の提示した条件よりも有利な条件を引出すために買付者との交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

従って当社は、当社株券等の大量の買付行為等が行われる場合に、不適切な買付行為等でないかどうかを株主の皆様が判断されるために必要な情報や時間の確保や、株主の皆様のために買付者と交渉を行うことを可能とすることにより、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買付行為等を抑止する為の枠組みが引き続き必要であるとの結論に至りました。

そこで、当社株券等の大量買付行為等に関するルールとして、当社の株券等保有割合が20%以上となるような買付等を行う者または提案する者（グループを含む。）に対して、1) 買付行為の前に、当社取締役会に対して、買付等の内容検討に必要な情報および当社が定める手続を遵守する旨の誓約文を提出すること、2) その後、当社取締役会から独立した第三者により構成される独立委員会が、その買付等の内容と当社取締役会の事業計画を比較検討する期間を設けること等を要請するルールを策定いたしました。当社が定める手続を遵守しなかった場合または当社の企業価値・株主共同の利益を害するおそれがある場合等には、新株予約権の無償割当ての方法による対抗措置を講じる必要もあり、当社といたしましても、これに関する買収防衛策を予め導入しておくべきものと考えております。

なお、当社の買収防衛策は、取締役の恣意的な判断を排するため、当社経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、独立委員会の勧告を最大限尊重して買収防衛策を発動すること等が定められております。

### 1.3 有効期間

当社の買収防衛策の有効期間は、平成21年6月26日開催の第56回定時株主総会終結の時から平成24年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

なお、当社の買収防衛策の詳細につきましては、当社ホームページ（アドレス：<http://www.fukoku-rubber.co.jp>）をご参照ください。

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社では、経営の透明性向上を実現するために積極的なディスクロージャーが必要であると認識し、適時、ニュース・リリース、説明会およびホームページ等により情報の開示や提供を行っており、公正かつ透明性の高い経営をして参りました。また、今後、グループ会社を含めた内部統制システムの体制整備を図っていくことも会社経営上の最も重要な課題のひとつとして位置付けております。